

## 令和4年度静岡大学大学院総合科学技術研究科農学専攻 10月期入学 学生募集要項

令和4年度静岡大学大学院総合科学技術研究科農学専攻10月期入学[自己推薦型入試・一般入試]学生募集を下記日程で行います。詳しくは募集要項をご覧ください。

### 【自己推薦型入試】

出願期間:令和4年5月16日(月)～5月20日(金)《16時必着》

試験日:令和4年7月7日(木)

合格発表:令和4年7月15日(金)

### 【一般入試】

出願期間:令和4年7月19日(火)～7月25日(月)《16時必着》

試験日:令和4年8月25日(木)

合格発表:令和4年9月2日(金)

## 学生募集要項の請求方法について

### (1) 窓口で請求する場合

学生募集要項は農学部学務係で配布します。

### (2) 郵送にて請求する場合

表に『大学院総合科学技術研究科農学専攻(10月期入学)学生募集要項請求』と朱書きした封筒に、「返信用封筒」を同封して農学部学務係宛に送付してください。募集要項は無料ですが、郵送料についてはご負担をお願いします。

「返信用封筒」(本学からの募集要項送付用封筒)

- ・規格 角形2号封筒
- ・請求者の郵便番号、住所、氏名を明記
- ・210円分の切手を貼り、折りたたんで大学に送付する封筒に入れてください。

### (3) 担当窓口及び請求先

〒422-8529 静岡市駿河区大谷836

静岡大学農学部学務係

TEL:054-238-4815・4816, FAX:054-237-9362

# 令和4年度静岡大学大学院総合科学技術研究科農学専攻(修士課程)

## 10月期入学 学生募集要項(自己推薦型入試)

令和4年10月期入学試験は、令和5年4月入学を前提として作成された「令和5年度静岡大学大学院総合科学技術研究科農学専攻(修士課程)学生募集要項」に基づいて実施します。「1出願資格」及び「2募集人員」以外の詳細については令和5年度静岡大学大学院総合科学技術研究科農学専攻(修士課程)学生募集要項「自己推薦型入試」を参照してください。

### 1 出願資格

生物資源科学、応用生命科学に深い関心と熱意を有し、学業成績が優秀で創造的な研究活動に意欲的に取り組める者であり、入試に合格した場合に入学を確約できる者で、平成30年10月に大学に入学し、令和4年9月卒業見込みの者。

### 2 募集人員

コース	分野	募集人員
生物資源科学	〈植物バイオサイエンス教育プログラム〉 果樹園芸学, 野菜園芸学, 花卉園芸学, 応用昆虫学, 植物病理学, 収穫後生理学, 植物生産管理学, 分子進化・情報生物学, 土壌微生物学, 青果物機能学	若干名
	〈木質科学教育プログラム〉 木材化学, 木材接着学, 改良木材学, 木材物理学	若干名
	〈地域生態環境科学教育プログラム〉(山岳科学教育特別プログラムを含む) 生態学, 環境科学, 造林学, 広域生態学, 森林防災工学, 持続可能型農業科学, 環境社会学, 砂防学, 森林水文学	若干名
	〈農食コミュニティデザイン教育プログラム〉 哲学, 農業経営学, 園芸イノベーション学	若干名
応用生命科学	〈応用生命科学〉 植物化学, 生物化学, 食品栄養化学, 生物工学, 応用微生物学, 細胞生物学, 植物遺伝学, 遺伝ゲノム工学, 環境微生物学, 動物遺伝子機能学, 動物情報機能学, 植物機能生理学, 生物物理学, 発生生物学, 植物機能制御学	若干名

# 令和4年度静岡大学大学院総合科学技術研究科農学専攻(修士課程)

## 10月期入学 学生募集要項(一般入試)

令和4年10月期入学試験は、令和5年4月入学を前提として作成された「令和5年度静岡大学大学院総合科学技術研究科農学専攻(修士課程)学生募集要項」に基づいて実施します。「1出願資格」及び「2募集人員」以外の詳細については令和5年度静岡大学大学院総合科学技術研究科農学専攻(修士課程)学生募集要項「一般入試」を参照してください。

### 1 出願資格

令和4年9月末日をもって、下記(1)～(14)のいずれかに該当、あるいは該当する見込みの者

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下この条において「法」という。)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする場合には、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (11) 大学に3年以上在学した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- (12) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- (13) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- (14) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認められたもの

(注) 上記(9)～(10)の出願資格及び(11)～(14)の飛び級に該当する者については事前審査を行います。該当者は、令和4年6月3日(金)までに書類提出先に必要書類を請求してください。

## 2 募集人員

コース	分野	募集人員
生物資源科学	〈植物バイオサイエンス教育プログラム〉 果樹園芸学, 野菜園芸学, 花卉園芸学, 応用昆虫学, 植物病理学, 収穫後生理学, 植物生産管理学, 分子進化・情報生物学, 土壌微生物学, 青果物機能学	若干名
	〈木質科学教育プログラム〉 木材化学, 木材接着学, 改良木材学, 木材物理学	若干名
	〈地域生態環境科学教育プログラム〉 (山岳科学教育特別プログラムを含む) 生態学, 環境科学, 造林学, 広域生態学, 森林防災工学, 持続可能型農業科学, 環境社会学, 砂防学, 森林水文学	若干名
	〈農食コミュニティデザイン教育プログラム〉 哲学, 農業経営学, 園芸イノベーション学	若干名
応用生命科学	〈応用生命科学〉 植物化学, 生物化学, 食品栄養化学, 生物工学, 応用微生物学, 細胞生物学, 植物遺伝学, 遺伝ゲノム工学, 環境微生物学, 動物遺伝子機能学, 動物情報機能学, 植物機能生理学, 生物物理学, 発生生物学, 植物機能制御学	若干名